



「認定NPO法人」と「寄付」に関する動きについて

政府は平成 23 年度の税制改正で、認定 NPO 法人に寄付された方が、これまでより税金の控除を多く受けることができるよう改正するとともに、認定 NPO 法人の認定基準を緩和する方針です。当会は 1999 年に NPO 法人の制度がスタートした際、都内で最初に法人格を取得した 12 団体の一つであり、当時の先輩方の熱意を受け継いで、世の中の動きに有感に反応したいものです。

「認定 NPO 法人」は、「公益性が高く、多くの人から支持されている」ことを国が認定した NPO 法人に 2,000 円以上の寄付をされた方の税金が控除されるもので、2001 年に施行されました。しかしその認定基準は非常に厳しく、全国で 4 万団体以上ある NPO 法人のうち、認定されているのは 188 団体に過ぎません。今回、この認定基準を緩和して、「年間 100 人以上から 3,000 円以上の寄付を集める」ことが主な要件とされる見込みです。当会は、会費を大幅に安くして、従来の会費の大部分を寄付として納めていただくように改めると、会員の皆様に現在以上の負担をかけることなく、認定基準を満たすことができる可能性があります。もちろん、寄付をいただくためには、それだけ

の価値のある活動を継続することと、活動状況を社会へ向けて積極的に発信する努力などが必要です。

一方、税制改正については、現在の控除は「所得控除」ですが、これが「税額控除」に改められる見込みです。所得控除の場合、年間の収入から必要経費などを差し引いて課税対象の所得金額を計算する際に、(寄付金-2,000 円)を所得から差し引くもので、これにより課税対象の所得金額が下がり、納める税金がその分だけ安くなります。一般的な年収の人に対する税率は 20%なので、例えば 1 万円寄付した場合、税金が安くなる金額は $(10,000 - 2,000) \times 0.2 = 1,600$ 円となります。税額控除の場合は、納める税金を計算した後、(寄付金-2,000 円)に(ある掛け率)を掛け、それを納める税金から差し引くもので、掛け率は 0.5 とされる見込みです。したがって 1 万円を寄付した場合、税金が安くなる金額は税率に関係なく $(10,000 - 2,000) \times 0.5 = 4,000$ 円となります。給与所得者が税金の還付を受けるためには確定申告する必要があるなどの問題点も残されていますが、寄付された方に対する税金面での優遇策としては一歩前進です。(荒木 毅)

平成 23 年度 長寿社会を考える会 総会 のお知らせ

今年も下記の要領で総会を開催します。今年度の活動報告、来年度の活動方針、役員選出などについて話し合い決定します。ご多忙中恐れ入りますが、会員の皆様には後日総会の資料をお送りしますので、ぜひご出席いただきたく願います。

記

日時：平成 23 年 5 月 21 日 (土) 14 時～

場所：センティ富士森 多目的ホール

「会員更新」のお願い

今年も会員更新の時期となりました。当会は会員同志の助け合いの精神をベースに、24 年にわたって高齢者の支援活動を続けています。年会費 3,000 円は、会員の皆様からの貴重なご支援として、当会の活動を活発に行うために有効に使わせていただきます。会員更新手続きの書類をお届けしますので、お手数をおかけしますが、ぜひ更新していただきたく願います。

すでに更新手続きをしていただいた皆様、どうもありがとうございました。

講習会 「高齢者の消費生活トラブル」 紙上抄録

日時：2011年2月28日（月）13時30分～15時

場所：センティ富士森 多目的ホール

講師：東京都消費生活総合センター 池田和子氏

主催：長寿社会を考える会 生涯学習部

参加：センティ富士森の入居者を中心に22名

<狙われる背景> 健康に不安がある。年齢とともに判断力が衰える。情報に疎くなる。独居またはご夫婦だけの世帯の増加。日中の在宅率が高い。

<特徴> 高額な契約。現金払い。同じ人が何度も被害に遭う。相談する人がいないため被害が長期間表面化しない。だまされたことの自覚がない。

<家族・ヘルパーのための早期発見の要点> 室内に新しい段ボール箱や家庭用品などがある。見慣れない請求書や領収書が届いている。見慣れない人が出入りしている。最近お金に困っている。

<被害に遭わないための要点> 知らない人から親しげに話しかけられたら要注意。むやみに他人を家に入れない。儲かる話に気をつける。相手の話を聞かずにきっぱりと断る。「今忙しい」「お金がない」「相談してから」など断る理由を言わない。

<最近の事例>

(1) 未公開株、社債、美術品などのパンフレットが送付され、後日別の業者から「持っていたら高額で買い取りたい」という電話がかかる。パンフレットの商品を買えば儲かると思い込み購入すると、買取業者とは連絡が取れなくなっている。

(2) 雑誌などの取材と称して訪問し、取材が終わると「掲載料」を請求される。

<出席者の感想>

DVDの映像も用いて悪質業者の手口をわかりやすく説明していただきました。「私はだまされない」という自信が、「私も気をつけよう」に変わりました。出席できなかった友人にもお話しします。



新スタッフ紹介

ヘルパー研修「介護職のための医療的行為」に参加して

今回の研修では、色々と勉強させて戴きました。私自身はヘルパーの仕事に関わって数十年が過ぎました。当時勉強した内容とは様々な違いがあり、時代とともにケアも変化していること、看護師の仕事とっていたことがヘルパーにも求められていることに戸惑いを感じるとともに、考えさせられました。医療用品についても年々新しい製品の開発が進んでいて、この研修で初めて目にした医療用品もありました。次回に今回の研修の続きが行われるとのことですので、ぜひ参加させて戴きたいと思います。(Y. S)



ヘルパーの仕事の範囲は、生活支援から身体介護まで幅が広いことを再認識しました。緊急時の応急処置のやり方などについて、もっと沢山勉強したいです。(A. A)

日時：2月23日(水) 13時30分～
場所：センティ富士森 多目的ホール
講師：明神町訪問看護ステーション
雨宮貴代子看護師

参加者：18名

1. 介護職ができる医療的行為の種類
(体温・血圧測定、パルスオキシメーターの装着、軽度の傷の処置、爪切り、口腔清拭、耳掃除、ストマパウチ内排泄物の処理など)
2. 介護における医療的ケアの注意点
3. 緊急時の応急処置

<関連報告> 2月に当会のヘルパーが利用者様宅を訪問して生活支援中に緊急事態が発生しましたが、その際の応急処置が大変よかったとのことで、地域包括支援センター片倉のケアマネージャーさんと八王子消防署北野第二救急隊の荒川さんからお礼の電話をいただきました。

第2回 簡単な季節の料理教室

日時：12月10日(金) 10時30分～
場所：東浅川保健福祉センター 調理室
講師：中野勝子先生

参加者：8名

献立：中華ちまき、セロリの昆布オイル和え、
根菜類の豆乳グラタン、だて巻き風玉子

参加者の感想：メニューを見たときは難しそうに感じましたが、教わった通りやってみると意外と簡単にできて、少し自信ができました。



第3回 簡単な季節の料理教室

日時：2011年3月7日(月) 10時30分～
場所：東浅川保健福祉センター 調理室
講師：中野勝子先生

参加者：19名

メニュー：鮭の簡単すし、焼き春巻き、長芋の翁煮
春の沢煮椀、桜餅

参加者の感想：家では主婦として料理をしていますが、グループで協力して作ることの楽しさを感じ、幸せな時間を過ごすことができました。



活動の経過 (2010年12月1日～2011年3月14日)

12月 2日	事務局・管理 運営委員会	2月 1日	お便り編集委員会
12月 2日	臨時理事会	2月 1日	食事サービス連絡会
12月 7日	第3回包括ケア会議 (由井事務所)	2月 3日	事務局・管理 運営委員会
12月 9日	まごころケア・ケアサービス・ケア プラン 運営委員会	2月 3日	臨時理事会
12月 10日	第2回 簡単な季節の料理教室	2月 10日	まごころケア・ケアサービス・ケア プラン 運営委員会
12月 15日	センティ富士森 クリスマス会	2月 10日	成年後見制度勉強会
12月 16日	推進会議・理事会	2月 17日	推進会議・理事会、成年後見制度勉強会
12月 22日	定例会	2月 19日	NPO 八王子会議 (労政会館)
12月 25日	さくらんぼ食事サービス運営委員会	2月 22日	お便り編集委員会
12月 28日	忘年会	2月 23日	定例会、研修会「介護職のための 医療的行為」
1月 6日	事務局・管理 運営委員会	2月 24日	食事サービス連絡会
1月 12日	センティ富士森 鏡開き	2月 25日	センティ富士森 ひな人形飾りつけ
1月 13日	まごころケア・ケアサービス・ケア プラン 運営委員会	2月 26日	さくらんぼ食事サービス運営委員会
1月 20日	推進会議・理事会	2月 28日	講習会「消費生活トラブル」
1月 24日	臨時理事会	3月 3日	事務局・管理 運営委員会
1月 28日	介護サービス情報公表制度訪問調査	3月 7日	第3回 簡単な季節の料理教室
1月 29日	さくらんぼ食事サービス運営委員会	3月 10日	まごころケア・ケアサービス・ケア プラン 運営委員会

さくらんぼ食事サービスの活動について

さくらんぼ食事サービス 青木 節子

さくらんぼ食事サービスの仕事に就いて、早いもので10年が過ぎました。当時、配食サービスとして八王子市では先駆者的な存在でした。多くの利用者の方々やボランティアのドライバーさんに支えられて今日まで活動してきました。高齢者が住み慣れた地域で健康にすごせるよう、栄養面に配慮したお弁当を届けるとともに、安否確認の活動も行ってきました。長年の活動の間には、トイレの中で倒れている方を発見したり、ベッドで起き上がれなくなっている方に声掛けをした事例など多々ありました。常に高齢者支援課や民生委員の方々や情報を交換し、地域の高齢者の安全を見守ってきました。

ここ数年は経済状況の悪化や年金支給に対する

不安、そして民間配食業者の参入により、厳しい経営を強いられています。私たちスタッフは、長年利用していただいている方々のためにも、先輩方の築き上げたこの配食サービスを継続させていく使命があります。祝日や夕食の配食、配達地域の拡大、メニューの工夫、経費削減などいろいろな努力を続けています。

他のサービスも同様ですが、配食サービスが高齢者の自立や家族の助け合いそして地域のネットワークを阻害するものであってはいけないと思います。常に利用者が望んでいるものは何かを念頭に、これからも誠実に地道に活動をしていきたいと思っています。

<編集後記> もうすぐ春、年度末の締めくくりの業務、新年度を迎える準備など、多忙な中でも充実した日々を送ることができるのも、仕事があつてのこと。感謝の気持ちを忘れないようにしています。

特定非営利活動法人

長寿社会を考える会

〒193-0933 東京都八王子市山田町 1606-12 センティ富士森内
Tel (042) 665-2334 Fax (042) 665-2345 <http://www6.ocn.ne.jp/~chouju/>